

# 貸借契約書（案）

1. 契約名 寝具類貸借契約
2. 貸借料 別紙記載の通り
3. 契約期間 年 月 日 から  
年 月 日 まで
4. 履行施設 和光市にいくら保育園
5. 履行場所 埼玉県和光市新倉1-36-2

年 月 日

甲

乙

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、つぎのとおり寝具類の貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。  
本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するものとする。

## 第1条（契約の目的）

乙は、乙の所有する「賃貸借仕様書」4による物品（以下「本件物品」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

## 第2条（仕様・品質）

- 1 本件物品の仕様は、「賃貸借仕様書」4のとおりとする。
- 2 乙は、本件物品が「賃貸借仕様書」4の仕様に適合し、甲の要求を満たした品質であることを保証する。

## 第3条（数量）

- 1 本件物品の数量は、「賃貸借仕様書」4のとおりとする。ただし、別紙に数量の定めがない場合は、甲乙協議のうで別途定める。
- 2 前項の数量が変更となった場合は、変更となった部分についても本契約を適用するものとする。

## 第4条（賃貸借料）

- 1 本件物品の1組当たりの賃貸借料は、円とする。  
ただし、取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額は含まないものとする。  
なお、消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率を適用するものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約期間中であっても、甲乙協議のうで前項の賃貸借料を変更することができる。
  - ① 消費税等に関する法令その他本契約に関連する法令の制定若しくは改廃又は経済事情の急激な変動その他事情の変更により当該賃貸借料によることが著しく不合理であると認められる場合
  - ② 商品の変更、集配業務の増便、その他本契約の内容に変更があった場合

## 第5条（請求）

乙は、甲に対して、別紙記載の請求締切日に締め切り、「賃貸借仕様書」7の計算方法に基づき算出した賃貸借料（消費税等に相当する額を含まないときは消費税等に相当する額を加算した額）の合計金額を請求するものとする。

## 第6条（支払）

甲は、乙に対して、別紙記載の支払日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、乙指定の金融機関口座へ振込む方法により、前条の請求金額を支払う。

## 第7条（遅延損害金）

甲又は乙は、相手方が本契約に基づく金銭債務の支払を遅滞した場合には、支払を遅滞した日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を相手方に請求できる。

## 第8条（使用場所）

- 1 本件物品の使用場所は、表記履行施設及び履行場所とする。
- 2 甲は、本件物品の使用場所を変更しようとするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得るものとする。

#### 第9条（運搬）

- 1 表記履行施設に本件物品を集配する日（以下「集配日」という。）が乙の休業日に当たる場合は、甲乙協議のうえで集配日を変更又は集配を休止することができる。
- 2 本件物品の集配に要する費用は、第4条第1項の賃貸借料に含まれるものとする。

#### 第10条（所有権の帰属等）

本件物品の所有権は、乙に帰属するものとし、甲は次の各号の事項を遵守しなければならない。

- ① 善良な管理者の注意をもって本件物品を使用及び管理すること
- ② 本来の使用目的にのみ本件物品を使用すること、及び本件物品を改造、加工、模様替えその他原状を変更する行為をしないこと
- ③ 乙の承諾を得ることなく、本件物品を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は質入れその他の担保の目的に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしないこと

#### 第11条（滅失・損傷）

- 1 甲は、本件物品が滅失又は損傷（通常使用による損耗を除く。以下本条において同じ。）したときは、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、別紙記載の賠償金を乙に支払う。ただし、別紙に賠償金の額の定めがない場合は、甲乙協議のうえでその額を定める。
- 2 前項の損傷が軽微で補修が可能な場合は、甲の費用負担で補修するものとする。

#### 第12条（保険）

甲は、本件物品について、動産総合保険を付保する必要がある場合は、甲の費用負担をもって付保するものとする。

#### 第13条（棚卸）

- 1 乙は、本件物品設定数量の適正化を図り、常に甲の使用状況を円滑にするために、本件物品の棚卸を実施することを甲に求めることができるものとし、甲はこれに協力するものとする。ただし、甲の業務に支障を及ぼす場合には、甲は、棚卸を実施する時期の変更を乙に請求できるものとする。
- 2 前項の棚卸の結果、本件物品の数量が減少していた場合は、乙は、本件物品を適正な数量まで補充する。この場合において、数量減少の原因について甲乙いずれの責によるものか不明なときは、甲及び乙は、別紙記載の割合で本件物品の補充費用を負担する。ただし、別紙に負担割合の定めがない場合は、甲乙協議のうえで定める。

#### 第14条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要することなく通知のみで、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - ① 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
  - ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - ③ 差押、仮差押、仮処分、その他強制執行又は競売等の申立を受けたとき
  - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑤ 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申立があったとき、又は私的整理を開始したとき

- ⑥ 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本金の額の減少、営業の廃止・変更又は解散決議等がなされたとき
  - ⑦ 前各号のほか資産、信用又は支払能力に重大な変化を生じたとき
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合において、書面をもって相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 3 前2項の規定は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第15条（期限の利益の喪失）

甲又は乙は、前条第1項の各号のいずれかに該当する場合又は同条第2項の期間内に債務を履行しない場合は、相手方から何らの通知催告を受けることなく、本契約に基づく一切の債務の履行について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務を一括して相手方に支払わなければならない。

#### 第16条（物品の賃貸及び役務提供の停止）

- 1 乙は、甲が第14条第1項の各号のいずれかに該当する場合又は本契約に基づく債務の支払を遅滞した場合は、甲に対する何らの通知催告を要することなく、本件物品の賃貸及びこれに付随する洗濯その他役務の提供（以下「賃貸等」という。）を停止することができる。
- 2 前項の場合において、乙が必要と認めたとき又は支払の遅滞が解消されたときは、乙は、停止していた本件物品の賃貸等を再開する。ただし、第14条第1項又は第2項の規定により本契約が解除された場合は、この限りでない。

#### 第17条（中途解約）

甲は、乙に対して、別紙記載の期日までに書面による通知をすることにより、本契約を中途解約することができる。この場合において、甲は、乙に対して、未経過期間に対応する賃貸借料（以下「未経過賃貸借料」という。）を支払うものとし、未経過賃貸借料の算定ができないときは、解約時における本件物品の適正な価格（以下「適正価格」という。）に相当する額を支払うものとする。甲が第14条第1項若しくは第2項又は第26条第3項の規定により本契約を解除された場合も、同様とする。なお、適正価格は、別紙に定めるとおりとし、別紙に定めがないときは、甲乙協議のうえで定める。

#### 第18条（物品の返還）

- 1 本契約が期間満了、契約の解除その他の事由により終了した場合には、甲は、乙に対して、本件物品を速やかに返還するものとする。
- 2 甲が前項の規定に従い本件物品を返還しない場合は、乙が相当な期間を定めてその返還の催告をし、その期間内に返還がないときは、乙は、本件物品をその保管場所から平穩に引揚げることができる。この場合において、甲は、乙が本件物品を引揚げること及びその保管場所へ立ち入ることについて、あらかじめ承諾する。
- 3 前項の規定により本件物品を引揚げる場合において、乙が甲に対して、本件物品の引揚げ及びその保管場所への立入りについての承諾の書面を別途求めたときは、甲はこれに応じなければならない。
- 4 本件物品の返還又は引揚げに要する費用は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### 第19条（相殺）

甲又は乙は、相手方に対する金銭債権と相手方の自己に対する金銭債権をいつでも対当額にて相殺することができる。

#### 第20条（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく相手方に書面による通知をしなければならない。

- ① 第14条第1項の各号のいずれかに該当したとき
- ② 取引に関連ある営業を譲渡し、又は譲り受けたとき
- ③ 名称又は商号、主たる事務所又は本店所在地その他取引上の重要な変更が生じたとき

#### 第21条（みなし到達）

甲又は乙が相手方の届け出た住所又は主たる事務所若しくは本店所在地にあてて発した通知又は催告は、その通知又は催告が相手方の事情により到達しなかった場合でも、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

#### 第22条（権利義務の譲渡等）

- 1 甲及び乙は、相手方の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。
- 2 甲は、本件施設についての本契約に係る管理業務を第三者に委託し、又は承継させた場合は、遅滞なく乙に通知し、乙の承諾を得たうえで本契約を当該第三者に承継させるものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、当該第三者と本契約と同様の内容の契約（以下「新契約」という。）を締結するものとする。ただし、乙は、前項の承諾及び当該第三者と新契約を締結する義務を負うものではない。

#### 第23条（秘密保持等）

- 1 甲及び乙は、本契約に関し知り得た、若しくは相手方から開示を受けた相手方の営業上及び技術上の秘密情報並びに個人に関する情報を、本契約期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、本契約の遂行のため個人情報を取り扱う場合は、本契約書附属の「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

#### 第24条（不可抗力）

地震、水害、噴火、津波その他天災地変、火災、停電、戦争、内乱、騒乱、法令の改廃若しくは制定、公権力による命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、電気通信サービスの停止、その他乙の責に帰することのできない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行について、乙はいかなる責任も負担しない。

#### 第25条（契約期間）

本契約の契約期間は、表記のとおりとする。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前2項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

## 第27条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、乙の本店、支店又は営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第28条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

## 第29条（特約条項）

本契約の別表に特約条項を定めたときは、その条項は、本契約と一体となり、これを補完し、又は修正することを、甲及び乙は異議なく承諾する。

## 別 表

### 特約条項

#### 第30条（感染の危険のある場合の取扱）

甲は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症を除く。）の病原体に汚染されている又は汚染されているおそれのある本件物品を乙に引渡すときは、感染の危険のある旨を表示の上、密閉した容器に収めるなど他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。

#### 第31条（メンテナンス）

- 1 乙は、本件物品について、別紙記載のとおり洗濯（以下「通常メンテナンス」という。）を実施するものとし、通常メンテナンスに要する費用は本契約第4条第1項の賃貸借料に含まれるものとする。通常メンテナンス以外のスポット洗濯、不定期再製その他のメンテナンスに要する費用（以下「メンテナンス料」という。）は、甲の負担とし、甲乙協議のうで定める。
- 2 前項後段のメンテナンス料の請求及び支払については、本契約第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、第5条中「賃貸借料」とあるのは、「メンテナンス料」と読み替えるものとする。

#### 第32条（検査）

乙は、本件物品の洗濯及び補修に係る施設、設備並びに方法については、甲及び関係諸官庁の検査に応ずるものとする。

#### 第33条（健康管理）

乙は、本件物品の運搬、洗濯及び補修等（以下「作業」という。）に従事する従業員の健康管理のため、1年に1回健康診断を行うものとし、作業に従事する従業員が感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従業員を作業に従事させないものとする。

以上

## 別紙

- 締切日及び支払日（第5条、第6条）
  - 請求締切日 毎月末日
  - 支 払 日 請求締切日の翌月末日
  
- 中途解約の場合の通知期日（第17条）
  - 解約する日の2か月前